

議案第66号 説明資料

幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町企業開発促進条例 (昭和61年3月31日 条例第13号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(課税免除の対象)</p> <p>第9条 固定資産税の課税免除は、次の各号に掲げるものに対して行う。</p> <p>(1) 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第10条の規定の適用を受ける家屋若しくは償却資産又は当該家屋の敷地である土地</p> <p>(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第25条の規定の適用を受ける家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地</p> <p>(3) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第31条の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地</p> <p>(課税免除の措置)</p> <p>第10条 課税免除の措置は、前条各号に掲げるものに対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降行うものとする。</p> <p>(免除期間)</p> <p>第11条 前条の適用を受け固定資産税の課税が免除される期間は、3年とする。</p>	<p>○幕別町企業開発促進条例 (昭和61年3月31日 条例第13号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(課税免除の対象)</p> <p>第9条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年5月11日号外法律第40号)第26条に規定する承認地域経済牽引事業者について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成19年8月16日総務省令第94号)第3条第2号に規定する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除するものとする。</p> <p>2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年3月31日号外総務省令第31号)第1条に規定する特別償却設備設置者について、同条第3号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除するものとする。</p> <p>(課税免除の措置)</p> <p>第10条 固定資産税の課税免除の措置は、前条に規定するものに対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降行うものとする。</p> <p>(免除期間)</p> <p>第11条 前条の適用を受け固定資産税の課税が免除される期間は、3年とする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
第12条～第16条 略	第12条～第16条 略